2026年11月18日

各 位

会 社 名 クリングルファーマ株式会社
住 所 大阪市北区中之島四丁目3番51号
Nakanoshima Qross未来医療R&D センター10階
代表者名 代表取締役社長 CEO安達喜一
（コード番号：4884東証グロース）
問い合わせ先 取締役執行役員経営管理部長 村上浩一
TEL. 06-7653-6728

第三者割当による株式、第19回新株予約権及び第20回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく丸石製薬株式会社（以下「丸石製薬」といいます。）及びゼノアックホールディングス株式会社（以下「ゼノアック HD」といい、丸石製薬とあわせて、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）に対する新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー」又は「新株予約権割当予定先」といいます。また、株式割当予定先とあわせて、個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。）に対する第19回及び第20回新株予約権（以下、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、2026年11月18日（以下「条件決定日」といいます。）開催の取締役会において発行条件等を決議いたしましたので、発行決議日に公表した本新株式及び本新株予約権の発行に関し未確定でありました情報につき、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付当社プレスリリース「第三者割当による株式、第19回新株予約権及び第20回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）の発行、並びに新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」（以下「発行決議プレスリリース」といいます。）をご参照ください。

記

1．決定された発行条件の概要

当社は、本日、本新株式及び本新株予約権について以下に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙に記載の本新株式及び本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株式及び本新株予約権を発行することを決議しております。

＜本新株式＞

（1）	払込期日	2026年12月7日
（2）	発行新株式数	945,100株
（3）	発行価額	1株につき529円
（4）	資金調達の額	499,957,900円（注）
（5）	資本組入額の総額	249,978,950円
（6）	募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 丸石製薬 567,100株 ゼノアックHD 378,000株
（7）	その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

（注）資金調達の額は、本新株式の発行価額に発行新株式数を乗じた金額です。

＜本新株予約権＞

（1）	割当日	2026年12月7日
（2）	発行新株予約権数	21,460個 第19回新株予約権　10,730個 第20回新株予約権　10,730個
（3）	発行価額	総額5,418,650円（第19回新株予約権1個当たり270円、第20回新株予約権1個当たり235円）
（4）	当該発行による潜在株式数	2,146,000株（新株予約権1個につき100株） 第19回新株予約権　1,073,000株 第20回新株予約権　1,073,000株 上限行使価額はありません。 第19回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、行使価額の下限はありません。第20回新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は260円（但し、第20回新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,073,000株です。
（5）	調達資金の額	1,706,218,650円（差引手取概算額）（注）

（６）　行使価額及び行使価額の修正条件	＜第19回新株予約権＞ 第19回新株予約権の行使価額は600円です。第19回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。 第19回新株予約権の行使価額は、第19回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。 ＜第20回新株予約権＞ 第20回新株予約権の当初行使価額は1,000円とします。 第20回新株予約権の行使価額は、当初固定としますが、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は第20回新株予約権の発行要項に基づき修正されることになります。第20回新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第20回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとします。当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日（以下に定義します。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、第20回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日までの間に行われる第20回新株予約権の行使請求については、行使価額は各修正日（以下に定義します。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、第20回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第１項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（第20回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整します。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。 第20回新株予約権の行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額である260円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「修正日」とは、各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。 また、第20回新株予約権の行使価額は、第20回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
（７）　その他	1)　当社は、新株予約権割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。 2)　本新株予約権買取契約においては、マッコーリーが当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリーからの譲受人が本新株予約権買取契約上のマッコーリーの権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

（注）本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額に相当する金額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

２．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	2,222,176,550円
発行諸費用の概算額	16,000,000円
差引手取概算額	2,206,176,550円

（注）１．上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額に、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計を合算した金額であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。

３．本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

４．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使によって調達する差引手取概算額は、上記のとおり2,206百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。なお、支出の優先順位といたしましては、①米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用、③国内原薬製造、④運転資金、②新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用を想定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用	678	2026年12月～2028年９月
② 新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用	640	2026年12月～2028年９月
③ 国内原薬製造	310	2026年12月～2028年９月
④ 運転資金	578	2026年12月～2028年９月
合計	2,206	

（注）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

① 米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用

発行決議プレスリリースの「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　①米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用」に記載のとおり、米国での治験準備に必要な治験用製剤の試験製造費用として3.6億円、非臨床試験費用として1.2億円、治験準備に必要なCROやコンサルティング会社に支払うフィーで1.5億円、その他米国での脊髄損傷医薬品市場の市場調査費用として0.3億円の合計6.7億円を充当する予定です。

② 新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用

発行決議プレスリリースの「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷

急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　②新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用」に記載のとおり、調達資金のうち、新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備に係る費用として6.4億円を充当する予定です。

③　国内原薬製造

発行決議プレスリリースの「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　③国内原薬製造」に記載のとおり、新たに国内での適正原薬在庫量を確保するため、調達資金のうち、原薬製造費用として3.1億円を充当する予定です。

④　運転資金

当社は、研究開発が先行する創薬バイオベンチャーであり、営業損失の計上が当面は続く見込みです。上記①、②及び③を積極的に推進するため、今回調達する資金のうち5.7億円を2026年12月から2028年９月までの人件費、支払報酬、地代家賃、旅費交通費等の一般管理費の一部を運転資金として充当する予定です。かかる運転資金への充当額は、当社における過去の実績を踏まえて見積もっております。

３．発行条件等の合理性

（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

①本新株式

発行決議プレスリリースの「１．募集の概要　※本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2026年９月期決算短信を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本新株式１株当たりの払込金額を、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額（但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る場合、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額）とすることといたしました。

当該決定方法により、2026年11月18日開催の当社取締役会において、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額である529円と、2026年11月10日の終値の92%に相当する金額である478円を比較し、本新株式１株当たりの払込金額を、529円としました。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、条件決定日の直前取引日の終値の92%を基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより株式割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各株式割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。なお、かかる払込金額は、条件決定日の直前取引日までの直近１か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値559円（円未満切捨て）に対して5.37%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、本３.において同じです。）、条件決定日の直前取引日までの直近３か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値513円（円未満切捨て）に対し3.12%のプレミアム、条件決定日の直前取引日までの直近６か月の当社普通株式の普通取引の終値の平均値427円（円未満切捨て）に対し23.89%のプレミアムとなる金額であります。

なお、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役３名（うち社外監査役３名）全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、株式割当予定先に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

なお、当社取締役である福井真人氏は、ゼノアック HD の取締役を兼任しており、特別利害関係人に該当するため、ゼノアック HD に割り当てる本新株式の発行条件等に関するゼノアック HD との協議及び当社における協議・決議の場には参加しておりません。

②本新株予約権

発行決議プレスリリースの「１．募集の概要 ※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に 2026 年９月期決算短信を公表するとともに、各株式割当予定先との関係の深化を目的とした本新株式の発行を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定することといたしました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（発行決議日時点：519 円、条件決定日時点：574 円）、ボラティリティ（発行決議日時点：62.6%、条件決定日時点：63.4%）、予定配当額（発行決議日時点：０円／株、条件決定日時点：０円／株）、無リスク利子率（発行決議日時点：1.8%、条件決定日時点：1.9%）及び市場出来高を含みます。）を想定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権１個当たりの払込金額を、第 19 回新株予約権につき 228 円、第 20 回新株予約権につき 187 円（赤坂国際会計による評価と同額）と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2026 年 11 月 18 日）を条件決定日としたところ、本日（条件決定日）時点の評価額は、第 19 回新株予約権につき 270 円、第 20 回新株予約権につき 235 円と算定され、当社はこれを参考として、新株予約権割当予定先との間の協議を経て、本日（条件決定日）時点の本新株予約権１個当たりの払込金額を、第19回新株予約権につき270円、第 20 回新株予約権につき 235 円と決定しました。その上で、両時点における各本新株予約権の払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権１個当たりの払込金額を、第19回新株予約権につき270円、第20回新株予約権につき235円と決定しました。

また、各本新株予約権の行使価額は、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性等を考慮してマッコーリーとの間で協議した結果、第 19 回新株予約権は、2026 年 11 月 10 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 115.61%に相当する額である 600 円とし、第 20 回新株予約権は、当初、2026 年 11 月 10 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 192.68%に相当する額である 1,000 円としており、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されております。また、第 20 回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て８%としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額に

ついては、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての新株予約権割当予定先の見通しを示すものではありません。

なお、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役３名（うち社外監査役３名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は新株予約権割当予定先に特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による最大新規発行株式数 945,100 株（議決権数 9,451 個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数 2,146,000 株（議決権数 21,460 個）を合算した株式数は 3,091,100 株（議決権数 30,911 個）であり、2026 年９月 30 日現在の当社発行済株式総数 8,593,200 株及び総議決権数 85,830 個を分母とする希薄化率は 35.97%（議決権ベース 36.01%）となる見込みです。これにより既存株主におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数 2,146,000 株に対し、当社過去６か月間（2026 年５月から 2026 年 10 月まで）における１日当たり平均出来高は 219,269 株となっております。したがいまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である２年間（年間取引日数：246 日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、１日当たりの売却数量は約 4,362 株であり、上記過去６か月間における１日あたりの平均出来高の 1.99%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権について、新株予約権の行使及び行使により発行された株式の売却が短期間に集中するリスクは一定程度存在する一方で、当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があります。

本資金調達は当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、当社及び当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

本新株式及び本新株予約権の発行により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社独立社外取締役吉野公一郎氏、当社独立社外監査役本川雅啓氏及び当社独立社外監査役山口要介氏の３名によって構成される第三者委員会を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

以上の点を勘案し、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

４．募集後の大株主及び持株比率

割当前		割当後	
日本全薬工業株式会社	5.83%	丸石製薬株式会社	5.71%
株式会社SBI証券	5.15%	日本全薬工業株式会社	4.29%
山田　哲夫	2.09%	株式会社SBI証券	3.79%
MSIP CLIENT SECURITIES	1.68%	ゼノアックホールディングス株式会社	3.24%
米澤　仁志	1.63%	山田　哲夫	1.54%
高山　二郎	1.40%	MSIP CLIENT SECURITIES	1.24%
上田八木短資株式会社	1.30%	米澤　仁志	1.20%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1.27%	高山　二郎	1.03%
安達　喜一	1.26%	上田八木短資株式会社	0.96%
服部　祐昌	1.16%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	0.93%

（注）１．持株比率は2026年９月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
２．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。
３．マッコーリーの本新株予約権の保有目的は純投資であり、同社は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、マッコーリーによる当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の大株主及び持株比率にマッコーリーは記載しておりません。
４．割当後の持株比率は2026年９月30日現在の発行済株式総数に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式を加えて算出しております。

別紙１

クリングルファーマ株式会社

新株式発行要項

１．募集株式の種類及び数

普通株式567,100株

２．募集株式の払込金額

1株につき529円

３．払込金額の総額

299,995,900円

４．申込期日

2026年12月7日

５．払込期日

2026年12月7日

６．増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

７．募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式を丸石製薬株式会社に割り当てる。

８．払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　茨木支店

９．その他

(1)　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)　その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙２

クリングルファーマ株式会社

新株式発行要項

１．募集株式の種類及び数

普通株式378,000株

２．募集株式の払込金額

1株につき529円

３．払込金額の総額

199,962,000円

４．申込期日

2026年12月7日

５．払込期日

2026年12月7日

６．増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

７．募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式をゼノアックホールディングス株式会社に割り当てる。

８．払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　茨木支店

９．その他

(1)　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)　その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙３

クリングルファーマ株式会社第19回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

クリングルファーマ株式会社第19回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年12月7日

3. 割当日

2026年12月7日

4. 払込期日

2026年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,073,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,730個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり270円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、600円とする。但し、行使価額は第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1)　当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)　新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{l}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ①当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}-\text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日（以下に定義する。）目以降これを適用する。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

(4)　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5)　①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)　上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2028年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3)　本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　千里中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)　その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙４

クリングルファーマ株式会社第20回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

クリングルファーマ株式会社第20回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年12月7日

3. 割当日

2026年12月7日

4. 払込期日

2026年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1)　本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,073,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2)　当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3)　当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)　本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,730個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり235円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)　当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。）（以下「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)　行使価額は260円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ①当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c}\text{調整後行使}\\ \text{価額}\end{array} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}-\text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当

社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)　上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)　行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2028年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1)　当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2)　当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3)　当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、

その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　千里中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上